

発行日 平成 30 年 3 月 5 日

「CSR & コンプライアンス研究フォーラム」フォーラムニュース 89号

発行：「CSR & コンプライアンス研究フォーラム」

〒 105-0003 東京都港区西新橋 1-5-5 本田ビル3階

TEL 03 (5157) 3180 FAX 03 (5157) 3180

E-Mail csm-hq@eco-texj.co.jp

初春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
フォーラムニュース89号をお届けします。

第78回 CSR&コンプライアンス研究フォーラム



1月25日にYKK(株)80ビルにて開催されました、フォーラムの様子をお届けいたします。



まずは、会場をご提供頂きました
YKK株式会社ファスニング事業本部
品質・環境管理室 品質企画チーム
河西克哉様から、同社のご紹介と
「YKK(株)ファスニング事業
～社会的責任の課題への取り組み～」に
ついてご登壇頂きました。

(YKKグループが目指すこと)

YKKでは「他人の利益を囚らずして自らの繁栄はない」とする、創業者吉田忠雄の考え方「善の巡環」をYKK精神としています。

YKK精神に基づく企業の社会的責任は、ISO26000の中核主題（組織統治/労働慣行/不正な事業慣行/コミュニティ参画/人権/環境/消費者課題）別に「重点テーマと対応策」を定め、活動を推進しています。

(社会のルールとアパレル業界ステークホルダーの関係)

アパレル業界にはブランドごと規制や、業界連合（SAC「持続可能な衣服」連合 sustainable apparel coalition, ZDHC「有害化学物質ゼロ排出」zero discharge of hazardous chemicals等）の規制があります。その上流では、社会を良くする活動を行っているNGO（グリーンピース等）がキャンペーン活動を行っています。国連SDGs「持続可能な開発目標」sustainable development goals、OECD「経済協力開発機構」organization for economic co-operation and development ガイドラインなどの他、進捗・開示を行うGRI「持続可能性に関する 全地球的報告を 先導する 非営利団体」global reporting initiativeがあり、その他にも地域の規制 REACH 「化学物質の登録、評価、認可及び制限」registration, evaluation, authorization and restriction of chemicals やサステナビリティやエシカル消費と言った規制があります。

YKKはアパレルサプライチェーン全体を俯瞰し、業界全体の透明性に向けた活動を行っています。

(CSRをめぐる社会・顧客動向)

1990年代は環境や化学物質の管理が主流でしたが、2013年以降は人権や健康・安全をサプライチェーン全体で担保するようになり、企業の責任だけでなく、ビジネスの成長も両立する内容となっています。これらの要求事項に対し、YKKの主要顧客であるスポーツアパレルのみならず量販店も含めて、顧客の75%がCSRに関心があるとの事です。

(ファスニングCSR部会活動)

社会動向、顧客要請を取り入れ、自社並びにサプライヤーと連携して持続可能なものづくりを進め、その内容を透明性と裏付けを以て情報開示します。その活動は以下の3つの取組みにて行います。

1. 基準浸透WG「作業部会」working group
2. 工程化学物質WG
3. サプライヤー管理WG

これらはYKKコンプライアンス委員会にて部門横断的に行われます。

(基準浸透 WG)

このWGは労務・安全衛生・環境管理の基準浸透と強化を行うもので、YGCC(YKK Global Criteria of Conducts)で規定されるコンプライアンス項目を①セルフチェック、②セルフチェックした内容を社内監査③セルフチェックした内容を外部監査(第三者)するものです。

(SAC Higg index「持続可能な衣服」連合による供給連鎖全体の環境的・社会的持続可能性を評価する自己評価基準)主要ブランド顧客の殆どが参加しているプログラムでYKKも参加を予定しています。YKKの課題であるサプライヤーの評価を環境面と社会・労働面で把握するツールであり、スコアの開示が予定され、ステークホルダーへの透明性を推進するツールです。進め方は自己評価を行った後、第三者による書類審査、第三者による現地確認を行うこととなります。



(工程化学物質WG)

2011年にグリーンピースが行ったデトックスキャンペーンにより、スポーツアパレルを中心に多くの顧客が2020年までに排出をゼロとする宣言を行いました。対応宣言に基づく有害物質の顧客要求RSL「規制物質一覧 restricted substance(s) list」へ反映し、11物質群を対象としました。顧客期待には Bluesign「スイス blue sign technologies による持続可能な供給連鎖を経た繊維製品に付与される認証」など厳しいものがあり、YKK版RSLでは対応できていない物質については要求される顧客別の対応としています。

(以上)



つづきまして、ゲストスピーカーであります
公益社団法人 日本フィランソロピー協会
シニアフェロー
(元JCB CSR推進部長)
藤解 和尚(とうげ かずなお)様より、
CSRを基本にビジネスと人権を考察する)
～人権問題の道しるべ～
についてご登壇頂きました。

(人権の歴史)

① 人権概念の登場

「人権」の概念が登場したのはフランス人権宣言やアメリカ独立宣言以降ではなく、紀元前 1800 年のナンムラビ法典や中国、イラク、アフガニスタンまで遡ることができます。しかしそれは現在の人権とは違うものであったようです。

② 近代の人権保障のしくみ

1215 年のマグナカルタ、1776 年のバージニア権利章典、1789 年のフランス人権宣言により、人権保障が成文化され、担保される仕組みが形成されています。

(人権を巡る近年の状況)

グローバル化により企業の影響が増加し、環境や人権への責任が問われています。

1999 年のダボス会議にて国連アナン事務総長が提唱した国連グローバルコンパクト「国際連合、全地球的協定)united nations global compact」は人権と環境に関するもので、2011 年のビジネスと人権に関する指導原則へと発展しました。これにより、国家・企業・市民社会が連携し、「指導原則」のための広範な協力体制が構築されました。

「指導原則」はその後、OECD 多国籍企業行動指針、ISO26000、GRI 等様々な国際基準やガイドラインへ反映されました。2015 年の G7 サミット(ドイツ)でも国家行動計画策定促進に繋がりました。

31 項目に及ぶ「指導原則」は以下の 3 つの柱に分類できます。

第一の柱：人権を保護する国家の義務

第二の柱：人権を尊重する企業の責任

第三の柱：救済へのアクセス

人権を尊重する企業の責任として、負うべき 3 つの状況は以下の通りです。

- ① 自ら影響を引き起こしている。
- ② 自ら影響を助長している。(加担)
- ③ 取引関係によって直接結びついている。

「指導原則」が求める企業の影響範囲と責任

- ① 従業員への人権侵害
- ② 外部の第三者を通じての人権侵害助長（加担）
- ③ サプライヤーによる不当労働、差別、環境破壊

（強制労働・児童労働）

ILO「国際労働機関 international labor organization」の調査では強制労働・奴隷労働は 2090 万人（2011 年）、児童労働は 1 億 6800 万人（2012 年）。

企業はサプライチェーンを通して関わるリスクがあります。（例：人身売買）

（世界のコットン農業の問題）

農業による健康被害で毎年 2 万人の人が亡くなり、300 万人の慢性患者がいます。また、Tシャツ一枚の生産に 2000 リットルの水が使用されるという問題も指摘されています。

（パーム油生産に伴う諸問題）

- ・熱帯林、泥炭湿地林の破壊
- ・森林火災
- ・生物多様性の消失
- ・気候変動

問題解決が困難な理由として、パーム油生産自体が産業であることと、他の油での代替は非現実的であること挙げられます。



（英国現代奴隷法 modern slavery act 2015）

ILOの調査では世界で 2100 万人が強制労働に従事し、人身取引されています。そのうち 90%が企業活動で搾取され、企業は不法な利益を得ています。英国でも 1 万 3000 人の強制労働者がいます。（例：東欧から出稼ぎに来てパスポートを取り上げられて搾取される。）

日本でも 29 万人が奴隷労働の状態にあり、日本は強制労働、性的搾取の人身取引の供給・通過国とされています。「外国人技能実習生」についても現代の奴隷制度と見られています。

（文明的パラダイムが転換した 2015 年）

- ① 2030年の地球社会を目指した「SDGs」
- ② COP21 パリ協定「第21回 気候変動枠組条約 締約国会議
(気候についての 2015年のパリ会議)」
- ③ 金融機関の気候変動リスク情報開示 (TCFD気候関連 財務情報 開示 特別委員会 task force on climate-related financial disclosures) の設置

日本では、

- ① GPIF (政府の 年金 投資 基金 (年金積立金 管理運用 独立行政法人)
government pension investment fund による
ESG投資「environment(環境) social(社会) governance(企業統治) 配慮企業への 投資」推進への署名
- ② 脱エンジン車を目指す「トヨタ環境ビジョン 2050」の公表
(2017年の日本CSR/ESGトレンド)
- ① SDGsを背景に「バリューチェーンマネジメント」が進展
- ② オリンピックを背景に「CSR調達」が拡大
- ③ 気候変動への「適応」議論が活発化
- ④ 働き方改革の議論が具体化
- ⑤ ESG投資を背景に「総合志向」が浸透

(期待される消費行動)

日本のGDPの55%は個人消費であり、一人の消費行動が世界を変える力があります。

(エシカル消費により「貧困」、「人権」、「気候変動」を解決する)

- 自然環境を損なわない。
- 児童労働、労働搾取を助長しない。
- 地域社会、地域経済を損なわない。

(以上)

<お知らせ>

- ・ 第16回 CSR&コンプライアンス国際フォーラムを下記のように予定しております。
2018年 5月24日木曜・13:30~17:00
会場 東京ウイメンズプラザ(東京都渋谷区神宮前5-53-67)
東京メトロ表参道駅から徒歩7分

東京大学名誉教授 山本良一様ほか、2名の方の登壇を予定致しております。
プログラムの詳細は、会員の皆さまから順次お届け致す予定でございます。
皆さまのご出席をお待ち致しております。

以上